

工事完了公告

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（南地区）において、B-1 街区の施設建築物の建築工事が完了したので、都市再開発法第100条の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 第一種市街地再開発事業の名称

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（南地区）

2. 施行者の名称

旭橋都市再開発株式会社

3. 工事完了した施設建築物の名称

B-1 棟

4. 所在地

那覇市旭町1番9

5. 施設建築物の建築工事が完了した年月日

平成24年4月2日

平成24年4月2日

那覇市泉崎2丁目105-18 官公労共済会館5階

旭橋都市再開発株式会社

代表取締役 知念建次

